

中央デイサービスセンター しんあい

介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護 重要事項説明書

< 年 月 日 >

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0748-72-6889 (8:30 ~ 17:30まで)

担当 中央デイサービスセンター しんあい

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 中央デイサービスセンター しんあいの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	中央デイサービスセンター しんあい
所在地	滋賀県湖南市中央4丁目93番地
介護保険指定番号	2592300012
サービスの種類	《介護予防認知症対応型通所介護》 要支援1・要支援2と認定された本人に提供 《認知症対応型通所介護》要介護1～5と認定された本人に提供
サービスを提供する地域	湖南市に住民票の有する方

(2) 営業日、営業時間

月曜日～土曜日 8:30 ~ 18:30 (12月30日～1月3日を除く)

* 基本サービス提供時間 9:00～16:30

* 延長利用可能時間 8:30～9:00・17:30～18:30

(送迎サービス無)

* 緊急連絡電話 0748-72-6889

(3) 同センターの職員体制

第1単位 生活相談員 2名以上 機能訓練指導員 1名以上

介護職員 4名以上

(4) 当センターの設備の概要

定員	12名	静養室	1室 4.2㎡
食堂兼機能訓練室	1室 38.16㎡	事務室	1室 9.93㎡
浴室	3.31㎡	相談室	1室 9.93㎡
送迎車	2台		

3. サービス内容

①送迎 2台の送迎車にておこないます。

②食事 「食事」は生活の一部として重要であるという認識のもと、栄養バランスのとれた昼食を、本人ごとに食べやすい状態で適温にて提供します。

- ③健康チェック 体温、血圧、脈拍、体重等を測定し、健康状態をチェックいたします。
- ④入 浴 家庭浴槽にて、ゆっくりと入浴を楽しんでいただきます。
- ⑤レクリエーション 菜園やおやつ作りなど、個々の趣向に向わせた、生活レクリエーションを中心に、心身をリラックスさせ、心身の健康の増進につとめます。
- ⑥生活相談 在宅介護についてのご相談を生活相談員がうかがいます。

4. サービスの料金基本利用料

(1) デイサービス基本利用料

1 単位単価＝地域区分：滋賀県湖南市（7 級地） 10.17 円を含んだ目安の金額となります。

【認知症対応型通所介護】

事業所区分 要介護度	サービス提供 時間区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
		6時間以上7時間未満				
	要介護1	880	8,949円	895円	1,790円	2,685円
	要介護2	974	9,905円	991円	1,981円	2,972円
	要介護3	1,066	10,841円	1,085円	2,169円	3,253円
	要介護4	1,161	11,807円	1,181円	2,362円	3,543円
	要介護5	1,256	12,773円	1,278円	2,555円	3,832円
		7時間以上8時間未満				
	要介護1	994	10,108円	1,011円	2,022円	3,033円
	要介護2	1,102	11,207円	1,121円	2,242円	3,363円
	要介護3	1,210	12,305円	1,231円	2,461円	3,692円
	要介護4	1,319	13,414円	1,342円	2,683円	4,025円
	要介護5	1,427	14,512円	1,452円	2,903円	4,354円
	加 算	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	入浴加算（Ⅰ）/回	40	405円	41円	81円	122円
	入浴加算（Ⅱ）/回	55	557円	56円	112円	168円
	科学的介護推進体制加算/月	40	405円	41円	81円	122円
	若年性認知症 利用者受入加算/回	60	610円	61円	122円	183円
	サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）/回	18	183円	19円	37円	55円
	送迎を行わない減算 ※片道につき/回	△ 47	△ 477円	△ 48円	△ 96円	△ 144円

【介護予防認知症対応型通所介護】

事業所区分 要介護度	サービス提供 時間区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
		6時間以上7時間未満				
	要支援1	760	7,729円	773円	1,546円	2,319円
	要支援2	851	8,654円	866円	1,731円	2,597円
		7時間以上8時間未満				
	要支援1	861	8,756円	876円	1,752円	2,627円
	要支援2	961	9,773円	978円	1,955円	2,932円
加算		単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
入浴加算（Ⅰ）/回		40	405円	41円	81円	122円
入浴加算（Ⅱ）/回		55	557円	56円	112円	168円
科学的介護推進体制加算/月		40	405円	41円	81円	122円
若年性認知症 利用者受入加算/回		60	610円	61円	122円	183円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/回						
要支援1		24	244円	25円	49円	74円
要支援2		48	488円	49円	98円	147円
送迎を行わない減算 ※片道につき/回		△ 47	△ 477円	△ 48円	△ 96円	△ 144円

【共通】

介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に各種加算を加えた額に対して10.4%の加算率を乗じた額
-------------------	-------------------------------------

【実費】

昼食費	750円/1食
私物の洗濯代	100円/回
ちいろば弁当	770円/1食 利用の際は別途契約が必要となります

※1 おむつ代、レクリエーション(外出レクリエーション時の入園料等)にかかる費用等は自己負担となります。

おむつ代 尿とりパッド：50円/枚 紙パンツ：150円/枚 紙おむつ：150円/枚

医療備品代 しつぷ・傷保護材・ガーゼの医療備品代：50円/枚

※2 文書料 領収書の再発行 1ヶ月 1通に付 1,000円

その他文書 申請1件に付 2,000円+複写物等10円/1面

(2) キャンセル料の取扱規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記の料金を頂きます。

キャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。(電話0748-72-6889)

ご利用日の当日朝8時30分までにご連絡がなかった場合
一律 2,000円と食事代750円を頂きます。

但し、利用者の当日の心身の健康状態の急な変化による連絡の遅れについては、除外いたします。

1. インフルエンザなどの感染症、発熱等の病気や体調不良の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
2. 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
3. ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(3) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求明細書を発行いたしますので、20日に（20日が銀行休業日の場合は翌営業日に）銀行口座自動振替にてお支払いください。

本人が銀行口座自動振替でのお支払いが困難な場合は現金にて支払い、事業者は本人に対して領収書を発行いたします。

(4) サービス提供証明書

（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護予防認知症対応型通所介護計画・認知症対応型通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

・運営の方針

◎ 人権尊重

ご利用者一人ひとりの人間としての尊さを大切にした介護をします。

◎ 利用者本位

ご利用者一人ひとりが主体となって参加する運営をします。

◎ 個別介護

ご利用者一人ひとりのご希望をよく聞いてそれに合った介護をします。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(1) リスクに関する一般的留意事項について

当事業所では、支援や介護を要する利用者の状態に応じて、転倒等の事故防止のための教育、情報共有、介護技術の向上、環境整備等に努めています。一方、日常生活機能の維持・向上のためには、できるだけ自立して活動を行っていただくような援助を行っています。事故等が生じないように努力していますが、それでも事故リスクはゼロにはならないことがあります。

9. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 当法人の消防訓練実施計画に従って対応する。
- ・ 防災設備 避難誘導灯、消火器、非常用拡声器
- ・ 防災訓練 火災訓練（年2回実施）、水害訓練（年1回実施）
- ・ 防火責任者 管理責任者 富長 俊文

10. サービス内容に関する苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 富長 俊文 電話 0748-72-6889

②その他

当センター以外に、市等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

湖南省健康福祉部高齢福祉課

滋賀県湖南市夏見588番地

電話 0748-71-2356

FAX 0748-72-1481

滋賀県国民健康保険団体連合会

滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話 077-510-6605

FAX 077-510-6606

1 1. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者：富長 俊文
-------------	-----------

1 2. ハラスメントの防止について

(1) 基本方針

当事業所は誰であっても「ハラスメント」を受けることがない、「ハラスメント」の無い職場の実現を目指しています。

(2) ハラスメントの意味

介護サービスの提供、利用の場面で、①暴力、暴言、不当な要求、その他、相手に著しく迷惑をかける言動、または相手方に不快感を与える性的な言動（セクシャルハラスメント）を意味します。

(3) 職員に対する教育および指導

職員に対して、利用者または家族に対して「ハラスメント」を行うことがないように研修、指導を行います。

(4) 苦情または相談

職員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談、または苦情をお申し出ください。

(5) 利用者またはその家族による「ハラスメント」の禁止

介護サービスの提供を困難にしますから、職員に対する「ハラスメント」は行わないでください。

1 3. 感染対策について

① 確定診断が出る前の発熱などの感染症状がある場合、職員が利用者にマスクの着用など感染対策を求め、介護サービス内容の変更を求めることがあります。また、介護サービスを継続するため、職員が感染防具を付けさせていただくことがあります。

② 感染防止対策が困難な感染症である場合、本人、居宅介護支援事業所の同意のもと、介護サービスの中止をさせていただくことがあります。その場合、入院などの適切な医療サービスの利用について協力いたします。

③ 感染症状のある場合、居宅介護支援事業所、ご家族様等へ連絡させていただくことがあります。

④ 職員の健康管理には最大の注意を払っており、日々の体調管理、報告、感染防具の備蓄、教育研修等の体制を整えております。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等は完全に予防できるものになっておらず、誰がいつ感染するか予測できません。職員、利用者および家族の感染症が発生した場合でも、相互に賠償の責任は負わないものとします。

14. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 近江ちいろば会

代表者役職・氏名 理事長 森口 茂

所在地・電話番号 滋賀県湖南市菩提寺327-4 電話0748-74-3900

定款の目的に定めた事業

1. 軽費老人ホーム（ケアハウス） ケアハウスピスガこうせい
2. 第1号通所事業【通所型サービス（現行相当）】・通所介護事業
ぼだいじデイサービスセンター虹
3. 第1号通所事業【訪問型サービス（現行相当）】・訪問介護事業
ぼだいじホームヘルパーステーション
4. 居宅介護支援事業 ぼだいじ居宅介護支援センター
5. 認知症対応型介護予防通所介護・認知症対応型通所介護事業
ぼだいじデイサービスセンターいこい
6. 認知症対応型共同生活介護 グループホームぼだいじ
7. 認知症対応型介護予防通所介護・認知症対応型通所介護事業
中央デイサービスセンター しんあい
8. 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護事業所 ぼだいじみんなの家
9. 介護予防訪問看護・訪問看護 ぼだいじ訪問看護ステーション
10. 認知症対応型共同生活介護 グループホーム みなくちみんなの家
11. 地域密着型通所介護事業 デイサービスセンターみなくちみんなの家
12. 居宅介護支援事業所 ケアプランセンター みなくちみんなの家
13. 第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】・地域密着型通所介護事業
デイケアの家 おしどり
14. 第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】・地域密着型通所介護事業
ゆめとまの家 おしどり
15. 介護予防・日常生活支援総合事業 ふれあいの家おしどり
16. 小規模多機能型居宅介護 ライフサポートみなくちみんなの家

15. その他 サービス利用に当たっての留意事項

○デイサービスご利用に必要なない金銭、貴重品は原則としてお持ち込みにならないようお願いを致します。紛失等のトラブルには、当事業所は責任を負いかねます。

尚、外出行事や喫茶など、金銭の持参が必要なときは、配布物等で事前にお知らせいたします。

○お迎えの際には、すぐに乗車できますよう、身支度等を終えて所定の場所でお待ちください。

○交通事情により、送迎時間が多少前後することがありますのでご了承ください。

○入院、入所等の際は、必ずご連絡をお願いします。

○故意に他の利用者への迷惑・危険行為を行った場合は、事業所は責任を負いかねる場合があります。

○宗教活動及び政治活動はお控えください。

○サービスを利用されているときに、入院等で長期の間(概ね一月以上)の休止が見込まれる場合は、退院等により利用を再開される際に、改めて利用日などの見直しをさせていただきます。

年 月 日

認知症対応型介護予防通所介護・認知症対応型通所介護の提供開始にあたり、本人に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 近江ちいろば会
中央デイサービスセンター しんあい
所在地 滋賀県湖南市中央4丁目93番地
代表者 理事長 森 口 茂

説明者 所 属 中央デイサービスセンター しんあい

氏 名 富 長 俊 文

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型介護予防通所介護・認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受けました。

本人 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名

